

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省26-4-2)

施策名	4-2 事業環境整備	担当部局名	中小企業庁長官官房参事官付	政策評価実施予定時期	平成27年8月
施策の概要	○経営者の高齢化の進展や後継者難が一層深刻化する中で、中小企業・小規模事業者が有する技術・ノウハウ等の経営支援や雇用を喪失させないために、事業承継、事業引き継ぎ支援を実施し、次世代への円滑な事業の承継を目指す。 ○日本政策金融公庫等による資金繰り支援を行うとともに、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図るために、信用保証協会に対して発生した損失の一部を補填する。 ○地域に根付く中小企業・小規模事業者の更なる販路開拓のため、商品開発や海外見本市出展に対する支援を行い、海外進出するための環境を整備する。			政策体系上の位置付け	4 中小・地域
達成すべき目標	○事業承継等を円滑化することにより、生活の安定や再チャレンジに向けた環境の整備を図り、中小企業・小規模事業者の事業再生の促進を目指す。 ○中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援することによって、事業環境を整備する。 ○商品開発や海外見本市出展等に対する支援を通じて、中小企業・小規模事業者の海外販路拡大に貢献し、1万社の海外展開を実現する。		目標設定の考え方・根拠	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)	
施策の予算額(執行額) (百万円)	24年度	25年度	26年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 中小企業基本法
	238,464 (230,156)	111,032 (97,075)	28,013		

【測定指標】

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
1 中小企業における事業再生・事業承継	円滑な事業再生・事業承継を行えるよう関連施策による支援を進める	26年度	産業の新陳代謝を促進させるため、事業再生・事業承継に係る施策を進めていく。
2 中小企業における資金繰り支援	円滑な資金繰り支援による事業環境の整備	26年度	中小企業の資金繰りの円滑化を図る必要があることから所与の施策を進めていく。
3 海外展開支援	新たに1万社の海外展開を実現する	25～29年度	25年度に策定した「日本再興戦略」において、我が国の国際競争力を底上げするために当該目標が設定されている。

【参考指標】

測定指標	基準値		見込み	年度	年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
	基準年度	基準年度			24年度 IV期	25年度 I期	25年度 II期	25年度 III期	25年度 IV期	26年度 I期	26年度 II期	
1 日銀短観における中小企業の業況判断DI	-	-	-	-	▲ 14	▲ 12	▲ 8	▲ 4	3	7	2	・中小企業の業況を判断する指標。
測定指標	基準値		見込み	年度	年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
基準年度	基準年度	24年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
2 東京商工リサーチにおける企業倒産動向	-	-	-	-	11,719	10,537	-	-	-	-	-	・中小企業の業況を判断する指標。

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成26年 行政事業 レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度					
1 中小企業実態調査委託費	535 (508)	508 (471)	492	平成21年度	—	国内外の中小企業の実態や直面している課題を的確に把握するために、以下の調査を実施する。 1) 中小企業実態基本調査: 中小企業の売上高、利益額等の財務情報や、従業者数、取引金融機関の種類等の経営情報等を継続的に調査・集計し、中小企業の実態に関する基礎的なデータを提供する。 2) 中小企業実態・対策調査: 中小企業の動向に関する年次報告(中小企業白書)を作成するほか、中小企業施策を講じるため、事業環境の変化が中小企業に与えている影響等に関する調査を行う。	—	0202
2 資金供給円滑化信用保証協会等補助事業	4,200 (4,200)	4,200 (4,200)	4,200	平成17年度	2	あらかじめ各信用保証協会等に対して制度改革促進基金の造成費等を補助する。制度改革促進基金では、事業再生円滑化保証や流動資産担保融資保証等の保証を行ったことから生じた代位弁済額から保険金を控除した損失額等を取り崩す処理を実施する。(補助率: 定額)	—	0203
3 経営安定関連保証等対策費補助事業	3,900 (3,900)	3,900 (3,900)	4,900	平成17年度	2	経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者や創業に取り組んでいる中小企業・小規模事業者等の借入に係る保証を行う信用保証協会が負担する損失の一部を補填するため、全国信用保証協会連合会に設置している基金の造成費を補助。(補助率: 定額)	—	0204
4 日本政策金融公庫補給金一般利差補給金	13,564 (13,564)	14,038 (14,038)	12,800	平成20年度	2	平成20年10月の「株式会社日本政策金融公庫」の発足を機に、国は財政措置の方法を従前の収支差補給方式から政策経費補給方式に見直しを行っており、これに伴い、同公庫が政策的に貸付利率を引き下げることによる減収分等(基準利率と特別利率との差額等)に対して財政措置を講じている。	—	0205
5 日本政策金融公庫補給金利子補給金	194 (194)	288 (288)	595	平成20年度	2	中小企業の資金繰りを支援する観点から、株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)に対して補給金を手当し、担保を免除する際の上乗せ金利等を政策的に引き下げる。	—	0206
6 日本政策金融公庫補給金政策金融機関統合準備補給金	39 (39)	13 (13)	30	平成20年度	2	株式会社日本政策金融公庫の店舗統合に必要な経費を交付。	—	0207
7 危機対応円滑化業務	1,468 (517)	504 (495)	1,157	平成20年度	2	本事業は、以下の3つの予算措置から構成される。 ①株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務に要する事務経費の補助する(日本政策金融公庫補助金、補助率100%)。 ②激甚災害が発生した際に、民間指定金融機関が中小企業者に対し低利融資が行えるよう、同公庫が民間指定金融機関に対し利子補給を実施する(危機対応円滑化業務利子補給金)。 ③民間指定金融機関が中小企業者に貸付けを行う際、収支相償となるべき補償料率を0.1%まで政策的に引き下げており、貸付先がデフォルトした時に民間指定金融機関に対して同公庫は損失補償(80%補償)を行う(危機対応円滑化業務料率差補給金)。	—	0208
8 中小企業海外高度人材育成確保支援事業	— (—)	60 (53)	48	平成25年度	3	現地の大学等と連携し、現地大学生等と日系中小企業とのマッチングの機会を提供するとともに、日系企業で働く上で必要な日本企業文化講座を実施し、現地において将来の管理職候補となる高度人材の育成・確保を推進する。具体的には、タイ・ベトナム等の日系中小企業と現地大学等との連携により、現地でのジョブフェア(日系中小企業への理解の促進に向けたセミナー、企業によるPR、就職面接等)、企業文化講座(現地日系中小企業や専門家による大学等での講義)を実施する。	—	0212

9	中小企業・小規模事業者 海外展開支援事業	- (-)	- (-)	800	平成25年度	3	(1)ASEAN等キャラバン事業 複数の中小企業・小規模事業者を海外へ派遣し、海外現地における展示会や商談会の場を提供するなど海外販路開拓を支援する。 (2)外国企業提携促進事業 海外販路や技術等を有する外国企業との国内外でのマッチングを支援する。 (3)海外専門家派遣事業 海外市場に精通した現地の専門家を国内に派遣して、海外向け商品の開発を支援する。 (4)中小企業海外展開現地支援プラットフォーム 海外現地にコーディネーターを配置し、官民の支援機関と連携して個別課題を支援。現在ある8ヶ国10箇所を新たに5ヶ国7箇所追加するとともに、海外拠点の移転・撤退等への支援を強化する。 (5)海外展開支援等研修事業 認定支援機関等に対し、海外展開等の経営支援の手法の研修を実施する(委託事業)。 ①海外展開支援講習事業 海外の事業展開に必要な支援の知識・ノウハウを習得するため、座学研修を実施する。 ②高度実践型支援人材育成事業 優れた支援機関へのインターンシップを通じて、実践的な支援ノウハウの習得を図る研修を実施する。	-	0216
10	中小企業・小規模事業者 海外展開戦略支援事業	- (-)	- (-)	2,280	平成26年度	3	①海外展開に向けた戦略策定事業 F/S調査の支援を通じ、本格的な海外展開に向けた戦略策定を支援する。 ②国内見本市への出店支援 多数の海外バイヤーが訪れる国内見本市等への出店支援を行い、国内における海外への販路開拓を支援する。 ③情報提供、助言 海外の法規制や輸出に関する手続きなど、海外展開に向けた各種情報提供や助言などを実施する。 ④海外展示会出展支援、バイヤー招聘等 海外展示会への出展、海外バイヤーの招聘等により商談機会を提供することで、海外への販路開拓を支援する。 ⑤海外における常設展示場の設置 一定期間、海外において展示場を設け、商品を展示することで海外バイヤーとの商談機会を提供する。	-	新26-0028
11	中小企業・小規模事業者 経営力強化融資・保証事業 うち中小企業経営力基盤 支援事業	- (-)	- (-)	200	平成26年度	2	中小企業経営力強化支援法の認定経営革新等支援機関が、中小企業・小規模事業者に対して、事業計画の策定支援や期中におけるフォローアップ等の経営支援を行う場合に、信用保証協会の保証料の減額に必要な財政措置(日本政策金融公庫出資金)を実施する。	-	新26-0029
12	小規模事業者等JAPAN ブランド育成・地域産業資 源活用支援事業	- (-)	- (-)	1,460	平成26年度	3	(1)JAPANブランド育成支援事業 プロジェクトの策定から、具体的な新商品開発・展示会出展等の取組まで、段階的な支援を行う。 <戦略策定段階への支援> 自らの強み・弱みを分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を固めるため、専門家の招聘、マーケティング調査、セミナー開催などを行う取組に対して1年間に限り支援を実施する。(補助上限額:200万円、定額補助) <ブランド確立段階への支援> 具体的な海外販路開拓に向けて、市場調査、デザイン開発・新商品開発、展示会出展等を行う取組に対し、最大3年間に渡って支援を実施する。(補助上限額:2,000万円、補助率2/3) <専門家派遣による支援> JAPANブランド事業を側面的に支援するため、専門家やプロデューサーを派遣してアドバイスを実施する。 (2)地域産業資源活用支援事業 ※年度ごとの審査が必要となる 地域産業資源を活用した事業計画(3~5年)により行う、市場調査・試作品開発等の費用を複数年補助(補助上限:3,000万円/件、補助率2/3)を実施する。また、4社以上の小規模事業者を参画させ、地域経済を活性化させる事業に対しては支援を強化する(補助上限:4,000万円/件、補助率2/3)。 (3)アイヌ中小企業振興対策事業 アイヌ中小企業の振興を図るため、アイヌ民工芸品の生産技術の向上、製品開発の促進、販路拡大等の事業を支援する(補助上限:726.6万円/件、補助率1/2)。	-	新26-0030

13	青色申告特別控除	-	-	-	平成5年度	-	不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者がこれらの所得に係る取引の内容を正規の簿記の原則に従い記録し、その帳簿書類に基づいて作成された貸借対照表、損益計算書等を添付した確定申告書その提出期限までに提出した場合には、不動産所得の金額又は事業所得の金額から65万円の特別控除が認められる。その他の青色申告者については、10万円の特別控除が認められている。	-	-
14	土地の譲渡所得に対する特別控除(中小企業高度化事業に係るもの)	-	-	-	昭和49年度	-	個人又は法人が所有している土地を、中小企業高度化事業を実施する事業協同組合等に譲渡した場合、土地を譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を限度として控除又は損金算入を認める。	-	-
15	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記の税率の軽減	-	-	-	昭和46年度	2	中小企業者等が信用保証協会による債務保証を受ける際、信用保証協会が抵当権者となる抵当権設定登記等を行う場合に納付する登録免許税の税率を0.15%に軽減する。	-	-
16	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(信用保証協会関係)	-	-	-	昭和50年度	2	信用保証協会の行う信用保証業務のための基金に充てるための負担金を拠出した場合、その拠出した金額を損金(必要経費)に算入することができる。	-	-
17	中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用	-	-	-	平成4年度	-	平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を受けることができる。	-	-
18	中小企業者等の法人税率の特例	-	-	-	平成21年度	-	中小企業者等の各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額について適用される法人税の税率(軽減税率)を本則の19%(租税特別措置の15%)から11%まで引き下げる。	-	-
19	小規模宅地等の特例	-	-	-	昭和58年度	-	400m ² までの特定事業用宅地と240m ² までの特定居住用宅地は課税対象評価額の80%を減額する。	-	-
20	東日本大震災における被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入	-	-	-	平成24年度	2	東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている次に掲げる法人について、債務処理に関する計画が策定された場合におけるその事実が、法第59条第2項(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)の規定の適用を受けることができる。	-	-
21	東日本大震災における被災法人について債務免除等があった場合の企業再生税制の適用	-	-	-	平成25年度	1	一定の要件を満たした私的整理について、資産売却による損失の実現を待たずに評価損を計上することにより、経営改善、事業再生が可能となる。また、期限切れ欠損金を優先して控除することにより青色欠損金をその後の所得に対し損金算入することができる。また、少額資産についても資産評価が行われている場合には評価損を計上することができる。	-	-
22	事業承継税制	-	-	-	平成21年度	1	「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等について、相続税又は贈与税の納税を猶予する。	-	-
23	相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例	-	-	-	平成16年度	1	相続又は遺贈により非上場株式を取得した相続人等が、相続開始の翌日から相続税の申告期限の翌日以降3年を経過する日までの間に、当該株式をその発行会社に譲渡した場合において、みなし配当相当額について配当課税とせず譲渡益課税とする。	-	-

24	海外展開資金	-	-	-	昭和62年	3	経済の構造的な変化に適応するために海外の地域における事業の開始等に取り組む中小企業を支援する。	-	-
25	中小企業会計活用強化資金	-	-	-	平成24年度	2	「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用する中小企業であって、経営規律を維持するために公庫と特約を設定し、きめ細やかな経営改善指導を受けるものを支援する。	-	-
26	社会環境対応施設整備資金	-	-	-	平成8年度	-	地上放送のデジタル化により発生した不要施設の撤去、防災に資する施設などの整備に取り組む中小企業者を支援する。	-	-
27	東日本大震災復興特別貸付	-	-	-	平成23年度	2	東日本大震災により被害を受けた中小企業者の再建復興を図る。	-	-
28	海外展開型劣後ローン	-	-	-	平成24年度	2	海外展開に取り組む中小企業者の資金繰り支援の一環として、特に問題となる進出草創期における資本金の問題等を解決するため、従来の融資制度とは異なる期限一括償還型の融資制度を創設・運用し、企業の安定的な事業運営の遂行を促進させる。	-	-